

# こどもの居場所について

こども家庭庁 成育局  
成育環境課長 安里 賀奈子



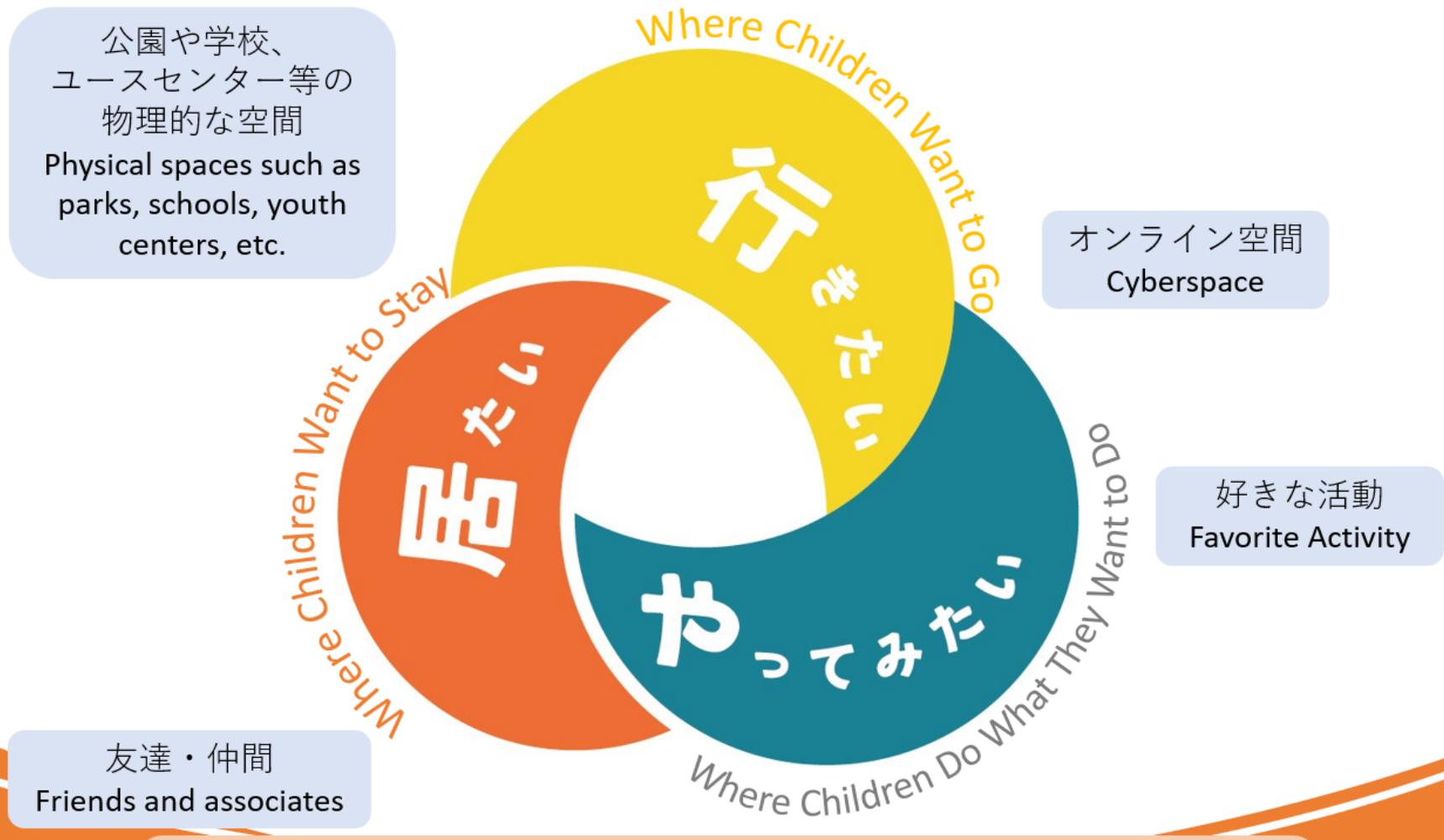
独立行政法人教職員支援機構

# 目次

---

- 1 こどもの居場所とは何か
- 2 「居場所づくり」の必要性と重要性
- 3 こどもの居場所づくりに関する指針
- 4 居場所の具体例（ユニバーサル／ポピュレーションの居場所、ターゲット／ハイリスクの居場所）
- 5 まとめ

# 1 こどもの居場所とは何か

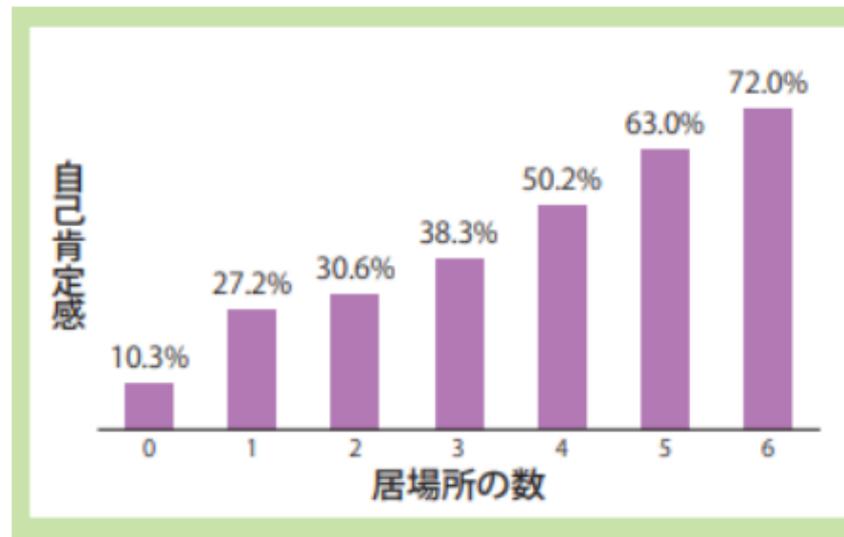


こどもの過ごすあらゆる時間・空間・関係性が居場所になり得る  
All times, spaces, and relationships involving children can be an “Ibasho”

## 2 「居場所づくり」の必要性和重要性

居場所は1つで良いでしょうか？必ずしもそうではありません。

居場所を複数持っているほど、自己肯定感やチャレンジ精神、将来への希望等について聞いた際に、よりポジティブに答えてくれるようになるという報告があります。将来にわたる幸福に向けてこども・若者自身が主体的に動けるようになっていくために、家庭や学校が居場所になっていないこども・若者はもちろん、家庭・学校が居場所になっているこども・若者も含めたすべてのこども・若者にとって、多種多様な居場所がある環境が望ましいといえます。



(出典) 内閣府「子供・若者白書(令和4年版)」(2022年6月)より抜粋  
(内閣府「子供・若者の意識に関する調査」(2022年度)を基にした記述)

# 3 こどもの居場所づくりに関する指針

## こどもの居場所づくりに関する指針（概要） 令和5年12月22日 閣議決定

こどもまんなか  
こども家庭庁

概要	こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。
背景	地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、 <b>地域の中でこどもが育つことが困難</b> になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、 <b>こどもを取り巻く環境の厳しさ</b> が増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、 <b>居場所への多様なニーズ</b> が生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、 <b>国としても一定の考え方を示すことが求められている</b> 。
理念	全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「 <b>こどもまんなか</b> 」の居場所づくりを実現する。
こどもの居場所・居場所づくりとは	<ul style="list-style-type: none"><li>居場所とは、<b>こども・若者本人が決めるもの</b>である。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。</li><li>居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、<b>居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る</b>。</li><li>こうした隔たりを乗り越えるため、<b>こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進める必要がある</b>。</li></ul>
こどもの居場所づくり推進の視点	 <p>こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①「<b>ふやす</b>」～多様なこどもの居場所がつくられる</li><li>②「<b>つなぐ</b>」～こどもが居場所につながる</li><li>③「<b>みかく</b>」～こどもにとって、より良い居場所となる</li><li>④「<b>ふりかえる</b>」～こどもの居場所づくりを検証する</li></ol>
役割責務等	こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等 <b>全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要</b> である。

## 3 こどもの居場所づくりに関する指針

### 【指針における学校の位置づけ①】

第2章 こどもの居場所づくりに関する基本的事項

3. こどもの居場所づくりとは

**居場所には、こどもの居場所となることそのものを目的とするものと、別の目的で行われていたものの結果として、こどもの居場所となるものがある。**

**例えば学校は、教育を目的とする場であるが、結果として多くのこども・若者にとっての居場所となっており、後者の典型である。**このような、居場所づくりを目的としていないが、結果としてこどもの居場所となっている場が存在する実態を踏まえると、教育、福祉、医療などこども・若者と関わる幅広いおとなが、目の前のこども・若者の居場所を担い得るという自覚を持つことが重要である。

「こどもの居場所づくりに関する指針」より抜粋

# 3 こどもの居場所づくりに関する指針

## 【指針における学校の位置づけ②】

### 第2章 こどもの居場所づくりに関する基本的事項

#### 2. こどもの居場所の特徴

・多くのこどもにとって学校が居場所になっていること

一日の大半を過ごす場所として、学校は多くのこどもにとっての居場所となっている。とりわけ資源の少ない地方部においては、居場所という観点では学校がこどもにとってのセーフティネットとなっていることもある。不登校のこどもは、学習の機会だけでなく、居場所としての学校の役割が損なわれている状態にある。こどもが学びたいと思った時に学べる環境を整えるとともに、学校を多様なニーズや様々な背景のあるこどもを含めみんなが安心して過ごせる場所にする必要がある。

#### 3. 「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる～

##### (2) 既存の地域資源を活かした居場所づくり

とりわけ学校は、第2章2. のこどもの居場所の特徴で述べたとおり、こどもにとって大切な居場所の一つとなっていることを踏まえ、これまでも生徒指導提要において、安全・安心な居場所づくりのために、こども一人一人が、個性的な存在として尊重され、安全かつ安心して教育を受けられるように配慮することが不可欠であることを示しているほか、いじめ、不登校対策としての居場所づくりなどの取組を進めてきたところだが、学校をみんなが安心して学べる場所にする風土づくりや、家庭や地域との連携・協働を通じて、放課後を含め、学校がより多くのこどもにとっての居場所となることが求められる。

「こどもの居場所づくりに関する指針」より抜粋

### 3 こどもの居場所づくりに関する指針

#### 【指針における学校の位置づけ③】

4. 「つなぐ」～こどもが居場所につながる～

(2) 利用しやすい居場所づくり

また、利用のきっかけは本人の意思だけではなく、保護者や友人、学校の教職員や地域住民、相談支援専門員や自立相談支援機関の支援員など信頼できる者からのすすめが利用しやすさにつながることもあり、こうしたつなぐ人や機関の役割が重要である。このため、こども・若者を取り巻く関係者が、地域のこどもの居場所について把握しておくことが必要である。

とりわけ学校は、地域コミュニティの拠点になっていることもあり、こどもを居場所へとつなげる上で重要な役割を担っている。学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用やスクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、地域において支援に携わる人材や民間団体等と一体となって、支援が必要なこどもを早期に把握し、支援につなげる取組を推進する必要がある。

第4章 こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割

学校は、教育機関としての役割のみならず、こどものセーフティネットになるなど居場所としての役割も担っており、その認識を深めていくことが重要である。そうした認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じてこどもが安心して活動できる居場所づくりを推進する。

「こどもの居場所づくりに関する指針」より抜粋

# 4 居場所の具体例

下記の軸は、「対象」に基づき分類を試みたが、1つの居場所の中でも混在しており、濃淡がある。  
重要なことは、**さまざまなニーズや特性を持つ子ども・若者が、各々のニーズに応じた居場所を持てること**である。

ユニバーサル/ポピュレーション

対面 (リアル)

仮想 (オンライン)

ユニバーサル/ポピュレーション：全ての子ども・若者を対象とする居場所

児童館、公民館、図書館 放課後児童クラブ\*  
放課後子供教室、子ども会、スポーツ少年団  
公園や校庭、プレーパークなどの外遊び  
ユースセンター/青少年拠点 など

オンラインでの体験活動等

混在型：両者が混在している居場所

フリースペース 子ども食堂  
校内カフェ 学習・生活支援の場 など

オンラインの居場所

ターゲット/ハイリスク：特定のニーズを持つ子ども・若者を主な対象（利用者の制限有）とする居場所

放課後等デイサービス  
若者シェルター 児童育成支援拠点事業  
特定のニーズを抱えた子ども・若者向け施設・場  
↳ 障害、性的マイノリティ、ケアリーバー、外国籍など

オンラインの居場所  
(オンライン相談支援等)

など

ターゲット/ハイリスク

\* 放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもを対象としており、その意味ではターゲットに分類できるが、約139万人（令和4年5月現在）の利用者という規模から考え、ポピュレーションに分類

# 4 居場所の具体例

こどもまんなか  
こども家庭庁

## こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業

成育局 成育環境課

令和7年度当初予算 8.8億円(一)

### 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

### 事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めているこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

#### 【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

#### 【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



### 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助率】 国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額】 i) コーディネーター配置 (1実施主体あたり)

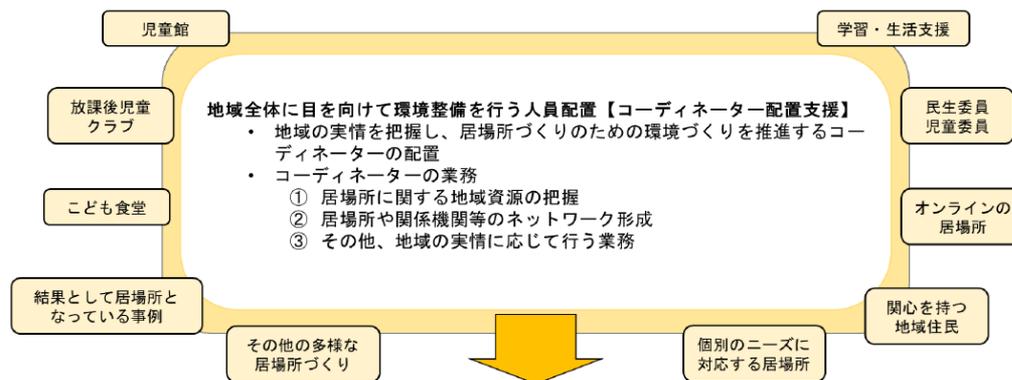
16,084千円 (3名以上配置の場合)

10,848千円 (2名配置の場合)

5,328千円 (1名配置の場合)

ii) 居場所立ち上げ支援 (1か所あたり)

50千円



全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることのできる社会の実現

# 4 居場所の具体例（ユニバーサル／ポピュレーションの居場所）

こどもまんなか  
こども家庭庁

## 児童館の概要

### 1. 事業の目的、内容

- 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、すべてのこどもに健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- 遊びを通じての集団的・個別的な発達支援、健康の増進、地域組織活動(母親クラブ等)との協働、中・高校生世代への支援、子育て家庭への相談、放課後児童の育成支援等

### 2. 設置状況

4, 259か所（公営:2, 255か所、民営:2, 004か所） <社会福祉施設等調査(令和5年10月1日現在)>

### 3. 設置及び運営主体

都道府県、市町村(特別区含)、社会福祉法人等

### 4. 設備、職員

- 設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

### 5. 財政支援

- 施設整備費(令和7年度予算):次世代育成支援対策施設整備交付金(67億円の内数)

【補助率】定額(原則1/3相当)

※地域における「こどもの居場所」として機能強化を図る児童館の施設整備については、補助率を1/3→1/2に嵩上げ。

- 運営費:平成24年度から地方交付税措置

### 6. 運営について

- 児童館ガイドライン:児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの（令和6年12月こども家庭庁成育局長通知）

# 4 居場所の具体例（ユニバーサル／ポピュレーションの居場所）

## 放課後児童クラブの概要

### 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

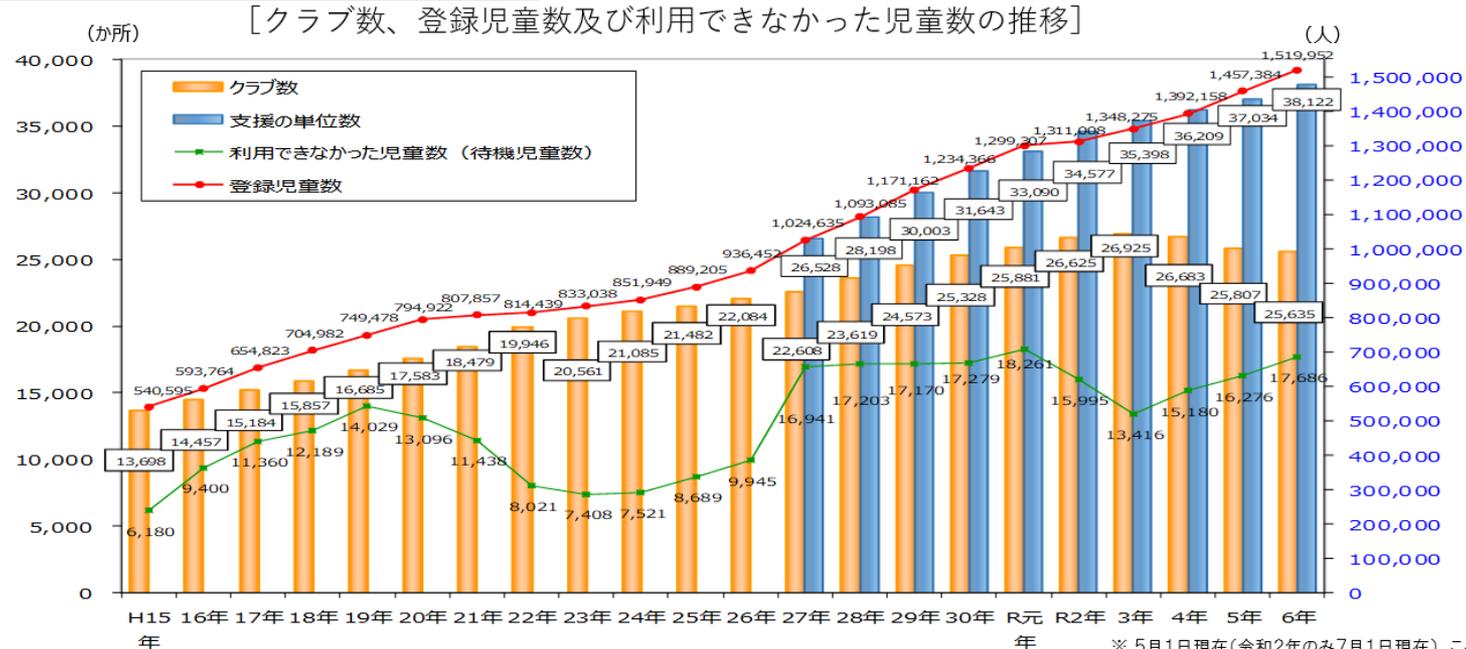
※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年4月施行）

### 【現状】（令和6年5月現在）

- 登録児童数 1,519,952人
- 支援の単位数 38,122単位
- クラブ数 25,635か所  
(参考：全国の小学校18,376校)
- 利用できなかった児童数（待機児童数） 17,686人

### 【今後の展開】

- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）に掲げた**受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）を、加速化プランの期間中（2026年度まで）のできるだけ早期に達成できるよう取り組む。**
- こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



※ 5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在） こども家庭庁調査  
 ※ 本調査は平成10年より実施

# 4 居場所の具体例（ユニバーサル／ポピュレーションの居場所）

## 児童委員の活動について

平成16年11月8日雇児発1108001号「児童委員の活動要領の改正について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

- 1 **実情の把握と記録** (1) 地域の実情の一般的把握 (2) 具体的問題の把握 (3) 記録とその活用
- 2 **相談・支援** (1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援  
(2) 保護を必要とする児童等に対する助言、支援  
(3) 委託による指導  
(4) 施設に入所中の児童の家族等及び施設から退所した児童等に対する支援  
(5) 里親の開拓への協力  
(6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言
- 3 **児童の健全育成のための地域活動** (1) 児童の健全育成のための地域活動の促進  
(2) 母子保健組織の育成等  
(3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化  
(4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等  
(5) 事故等の防止 (6) 児童の非行防止
- 4 **児童虐待への取り組み** (1) 発生防止 (2) 早期発見・早期対応 (3) 再発防止  
(4) 児童虐待防止ネットワークへの参画
- 5 **意見具申** (1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申 (2) 自発的な意見具申
- 6 **連絡通達** 要保護児童等を発見したときは、市区町村等適切な関係機関に連絡通報

# 4 居場所の具体例（ユニバーサル／ポピュレーションの居場所）

令和6年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰 被表彰取組

1

## 茨城県牛久市

### 学校

牛久市立ひたち野うしく中学校

### 学校運営協議会

ひたち野うしく中学校学校運営協議会

令和2年4月1日 設置

### 委員構成

地域学校協働活動推進員  
保護者・PTA関係者  
青少年市民会議委員  
行政区長  
学識経験者  
元学校評議員  
地区社会福祉協議会委員  
教職員  
など 20名

### 会議回数

年間平均 4 回程度

地域学校協働活動推進員等数  
( )は内、学校運営協議会委員数

地域学校協働活動推進員 4名 (4名)

地域コーディネーター 0名 (0名)

### 地域学校協働本部

ひたち野うしく中学校  
地域学校協働本部

## 学校を核とした地域づくりの推進 ～地域の居場所づくりに向けた取り組み～

### 背景・取組概要

◆協議会の中に授業参観が位置付けられており、授業後教職員と共に子供たちの学びについてグループ協議を行っている。その結果、協議会委員は生徒や教師の実態など学校理解を深めている。学校と地域の連携・協働が継続的に行われてきたことで、学校課題だけでなく、地域課題の共有や解決に向けた協議が行われるようになった。新興住宅地であるため地域コミュニティづくりが課題。本校の教育目標である「夢や目標をもち 生き生きと学ぶ生徒の育成」の実現のためにも、子供たちが地域で活躍できる場や多様な大人と関わる機会を増やすことで、自己有用感や地域の一員としての自覚を高める必要があった。

→ **地域の居場所づくりを通して、子供と大人が協働する学校を核とした地域づくりを目指す。**



授業後のグループ協議の様子

### 工夫・ポイント・特徴的な取組

#### ◆学校運営協議会

将来の地域の担い手となる生徒の育成と地域のつながりの希薄化の一体的な課題解決に向けて「**地域の居場所づくり**」について協議を行った。その結果、地域の居場所づくりとして、校内にある**地域活動室の有効活用を進めること**とした。子供たちの活動の場も取り入れた**地域の居場所づくり**として「ひだまりカフェ」の実施や、子供たちの**放課後の居場所**として「**自主学习室の開放**」を、**子供たちの地域での活躍の場**として「ふれあい祭り」の企画・運営にも子供たちが参画することになった。



地域活動室での「ひだまりカフェ」の様子

#### ◆地域学校協働活動

「ひだまりカフェ」では推進員が企画したワークショップや、生徒達が授業で育てた野菜の販売が行われ、**地域住民の居場所**につながった。「自主学习室の開放」には4日間で139人の生徒が参加した。「ふれあい祭り」の**企画・準備は、休み時間を利用して地域の方と一緒に**生徒達が行った。当日は地域の子供たちが賑わう取組となった。



地域活動室での「放課後自主学习室」の様子

#### ◆コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的実施

- 協議会の前には会長が中心となって**学校と事前打ち合わせ**を行うことで、学校や地域の課題をもとにした議題が選定されている。
- 地域学校協働活動推進員が学校側の**要望や学校の課題、教育目標を十分に理解**した上で、協議会委員に説明したり意見を聞き取ったりして学校に伝えている。また、授業支援ボランティア等、地域住民との連絡・調整役を担っている。
- 他校とのコミュニティ・スクール情報交流会を開催し、各校代表者が**協議内容や取組をPDCAサイクルに合わせた報告書として紹介**。好事例を参考にすることで一体的実施を進めている。



小中学生によるお祭りボランティアの様子

### 成果・効果

◇生徒が自分たちの考えた企画や運営を実現できたことで、「自分たちが地域の役にたっている」という実感を得られた。  
◇地域の活動に参加することで、地域への理解や住民とのつながりができ、地域の一員である自覚が芽生えた。  
◇地域の方との関わりが増えることで、感謝の気持ちが芽生え、地域参加や地域貢献を考える生徒が増えた。

#### 【参加した地域住民の声】

・子供たちの一生懸命学ぶ姿や終わった後の感謝の言葉に感動した。  
・日ごろ中学生と関わる機会がないため、今の子供たちの自然な姿を知る機会ができた。中学生の頼もしさを感じた。・大人では思いつかないアイデアで、お祭りを盛り上げようとしてくれた。地域の子供たちが集うとても良いお祭りになった。子供たちが積極的に地域に出て活動してとても嬉しかった。

#### 【生徒たちの声】

・家より集中して学ぶことができた。勉強ができる環境を作ってくれてありがたい。・地域の方に説明するのは緊張したけど、実際に野菜を買ってくれて喜んでもらえて嬉しかった。・準備は大変だったけど、地域の方から感謝されたり褒められたりしたので、やってよかったと思った。

	指標 1	指標 2	指標 3
自分はその役に立っていると感じることがある	75.0%	74.0%	56.5%
R 4	75.0%	74.0%	56.5%
R 5	75.4%	78.1%	68.8%
全年対象 (生徒アンケート)			

# 4 居場所の具体例（ユニバーサル／ポピュレーションの居場所）

京都府京都市

京都市立伏見工業高等学校及び  
京都奏和高等学校における居場所づくり事業

【この事例の詳細はこちら】  
<https://kyoto-ys.org/index.html>



## 事業目的

生徒が自由に過ごせる居場所を校内に設置し、**生徒が抱える課題の早期発見及び不登校の未然防止に向けた研究を実施することを目的に**、令和元年度より、伏見工業高校定時制、西京高校定時制で居場所づくり事業を実施。京都奏和高校開校後も引き続き取り組み、事業成果をさらに普及させるとともに、居場所の環境整備を充実させるため、本事業に申請。

## 事業概要

同一敷地内に併設する、京都市立伏見工業高等学校及び京都市立京都奏和高等学校において、両校の生徒を対象に、**両校の共用施設にて「憩いの場（居場所カフェ）」を設置し**、生徒が気軽に参加でき、安心して過ごせる場を提供し、学内外の多様な大人とのつながりをつくることで、**生徒が抱える困りの早期発見・対応につなげる**とともに、進路等に対して知識と理解を深める機会の提供を行うなど、**中途退学の未然防止等につなげる**。「憩いの場」は原則週1回開設・運営し、月1回程度、大小問わず企画イベントを実施。



## 活動の成果

令和5年度は上半期だけでも計29回実施しており、週1回以上の頻度で実施することで、**互いに顔と名前がわかる関係性の構築**につながっている。また、新入生向けオリエンテーションや新入生限定回の実施等、入りやすい入口づくりを意識することで、**参加経験のある生徒は全体の約6割に上る**。大学生ボランティアらとともに運営しており、彼らは生徒にとって少し年上の存在で、気軽に身近な話題等（友人、進路、趣味、恋愛等）を話すことができ、**そこでの生徒対応を毎回記録し、教員へ共有するなど、学校と連携した体制づくり**によって、生徒の困りの早期発見・対応にもつながっている。

## 実施時のポイント

多様なニーズに応えられるよう、憩いの場は、一人でも気軽に来ることができ、体験・交流イベント等では、地域団体や市内学生の協力を得て実施するなど、**多様な関わりが生じるようデザイン**している。生徒は“今・そのとき”の気分や状況で参加を考慮することが多く、申込制でも当日参加可にするなど**柔軟な対応が必要**である。

## 担当者の声

憩いの場で過ごす生徒のほか、部活動や委員会の前に飲み物ももらいつつ、話しにくる生徒もおり、**生徒にとって校内の居場所として1つの選択肢になっている**。校内で多様な過ごし方ができること、大学生ボランティアをはじめとした多様な人に出会えることに価値があると感じている。

# 4 居場所の具体例（ターゲット／ハイリスクの居場所）

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算 2,138億円の内数（2,074億円の内数） ※()内は前年度当初予算額

## 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

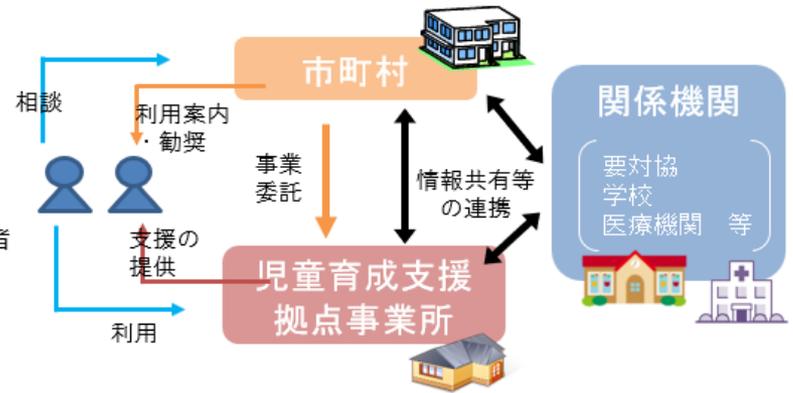
## 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援（地域の实情に応じて実施）



## 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額】 ※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる

○基本分	1事業所当たり	16,368千円（※）	○長時間開所加算	
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	(1) 平日分	年間平均時間数1時間当たり 1,001千円（※）
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	(2) 長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり 238千円（※）
○送迎加算	1事業所当たり	1,451千円（※）	○賃借料補助加算	1事業所当たり 3,000千円
			○開設準備経費加算	1事業所当たり 4,000千円

# 4 居場所の具体例（ターゲット／ハイリスクの居場所）

「こどもホスピス」の取組の推進  
令和7年9月現在

## 「こどもホスピス」の全国普及に向けて

「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）より一部抜粋

発達障害児・医療的ケア児を含む全ての障害のあるこどもと家族への支援体制の整備やインクルージョンの推進等を図るとともに、こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める。

### こどもホスピス支援の現状

- 全国には、LTC (Life-Threatening Conditions：生命を脅かされる状態) のような重い病気のこどもを支える、さまざまな取組や多様な支援の実態がある。(医療型、福祉型、地域型、拠点を持たない取組等)
- こどもの医療や障害等の制度をふまえ、わが国のこどもの育ちと子育て支援の環境を包括的にとらえた上で検討を進める必要がある。
- 「こどもホスピス支援モデル事業」及び調査研究事業の成果等を踏まえ、こども当事者のニーズや現状のこどもホスピスの機能等にも着目した検討のプロセスが必要である。



全国普及を進めていく こどもホスピスとは

**病気により命を脅かされているこどもが、「生きる」を実感できるための体験に繋がる取組(\*)の総称。**

※季節のイベントや旅行など、日常・非日常を問わない取組、きょうだい児を含めた家族のグリーフケア等も含めたケアの提供の取組も含む。



### 推進の方向性

- 拠点型の取組に限らず、病気のこどもや家族を多様な方法で支える取組を対象として、こども当事者の声に耳を傾けながら、自治体による主体的、包括的な取組を推進する。
- 「こどもホスピス支援モデル事業(\*)」を活用する自治体の実践例を踏まえながら、「こどもホスピス」の全国普及に向けた取組を推進する。



こどもまんが  
こども家庭庁

※「こどもホスピス支援モデル事業」において、直接的支援とする補助対象は「地域型こどもホスピス」とするが、協議会の開催、地域におけるネットワークづくり等に関しては、「医療型」「福祉型」や「拠点を持たない取組」も含める。

# 4 居場所の具体例（ターゲット／ハイリスクの居場所）

こどもまんなか  
こども家庭庁

## 地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業

支援局 総務課

令和6年度補正予算 2.6億円

### 事業の目的

- 最新の調査（令和5年度）では、小中学校の不登校のこどもが過去最多の約35万人になるとともに、そのうちの約4割（約13万人）に当たるこどもが、学校内外の機関等で専門的な相談等を受けていない状況となっており、一人一人の状況に応じた適切な支援が届いているとはいえない。
- 学校につながりがもてず、また、地域社会とのつながりももてずにいるこどもを含め、不登校のこども・保護者の悩みやニーズ等に対し、各地域において、こどもの育ちの点からきめ細かく対応する支援策の実証や体制構築を支援することにより、不登校のこどもへの包括的で切れ目ない支援モデルを創出し、社会的な自立につなげることを目的とし、学校内外の機関等で専門的な相談を受けていない不登校のこどもの割合の低下を目指す。

### 事業の概要

- ① 地域において、教育委員会と連携するほか、必要に応じて関係機関・民間施設（NPO・フリースクール）等と連携し、不登校のこどもの心身の状況や、休み始めから回復するまでの時期に応じた支援の手法等について開発・実証
- ② 教育委員会との連携にあたって首長部局の窓口の役割を担ったり、不登校のこどもや保護者のサポートを行うために医療や福祉などの関係機関等との連携・調整を行ったりするコーディネーターの活用により、首長部局における支援体制の構築

#### （時期に応じた支援の例）

##### ◆ 休み始める時期

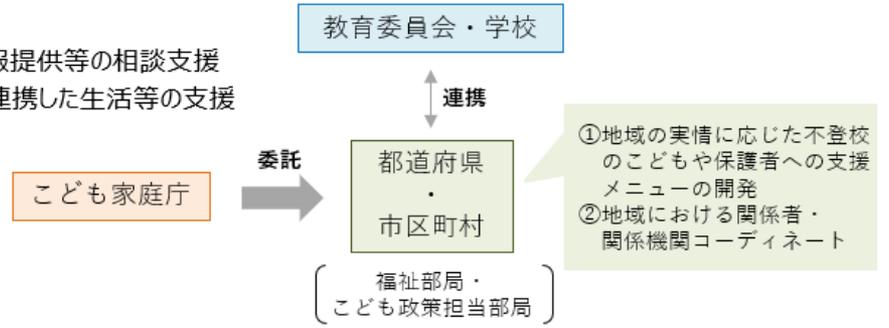
- ・不登校のこどもの今後の見通しや地域の支援メニューに関する情報提供等の相談支援
- ・不登校のこどもの発達特性に応じた医療や福祉等の専門機関と連携した生活等の支援

##### ◆ 家庭で過ごし休養する時期

- ・家庭で過ごす不登校のこどもへの支援
- ・行政機関と民間施設等が協力した相談会の開催
- ・自治体における民間施設等の情報提供

##### ◆ 回復傾向にあつて他者との関わりが増える時期

- ・民間施設等を利用するこどもの通所送迎支援
- ・民間施設等における、学校生活や生活リズムに慣れない小学校低学年のこどもに対する支援
- ・民間施設等における、高校生へのキャリア形成に向けた支援



### 実施主体等

【委託先】 都道府県・市区町村

# 5 まとめ（本日、ここまでの間に、お話ししたこと）

## 1 こどもの居場所とは何か

⇒ こどもの居場所はこどもが決めるものであること

## 2 「居場所づくり」の必要性和重要性

⇒ 居場所を持っていることや、居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識の前向きさに関係し、こどもの成長にとって極めて重要であること

## 3 こどもの居場所づくりに関する指針

⇒ 学校は多くのこどもにとって居場所であり、より多くのこどもの居場所であることが期待されていること、また、地域の居場所につながる場であることも期待されていること

その際、安全安心な教育の場づくりのほか、家庭や地域と連携・協働を通じて、放課後の学校施設活用を図ることや、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用やスクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりも考えられること

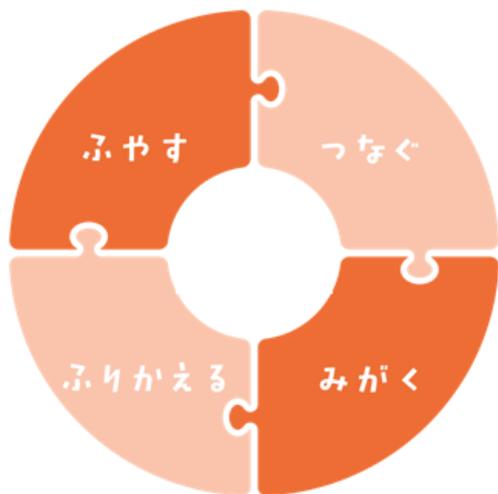
## 4 居場所の具体例

⇒ ユニバーサル／ポピュレーションの居場所、ターゲット／ハイリスクの居場所など様々な展開がありえること

# 5 まとめ

## 地域全体で取り組む

【ふやす・つなぐ・みがく・ふりかえる】を効果的に進めていくためには、地域全体で居場所づくりに取り組んでいくことが不可欠です。実践に関わる人など、一部の人がだけで取り組もうとしても、その効果は限定的なものになるでしょう。多くの人に知ってもらい、応援してもらえるようになることが重要です。



### ふやす

多くの人が関心を持つことで、取り組みを始め／続けやすくなります

### つなぐ

話題にすることで、居場所づくりの情報は口コミで広がります

### みがく

みんなで子ども・若者の声を聴くことが、居場所をみがきます

### ふりかえる

改善点や、次の課題について、みんなで意見を出し合しましょう

※ こどもの居場所づくりに関する指針の内容について解説することも家庭庁作成パンフレットより

## 5 まとめ

# 「こどもまんなか」は、

誰かがはじっこ、ということではなく、  
こどもと大人が、いっしょになって社会をつくっていこう、ということ

こどもの声を聴き、  
こどもの最善の利益を  
考えていこう



こどものまわりの  
おとなたちが  
手をつないでいこう

こどもは、共創のパートナー